

第5回要望と回答 ①立地制約 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

参考資料 1

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	営農型太陽光設備の申請書類の統一化、農業委員会による指導の統一化	営農型太陽光設備を申請する際に、ひな形の営農計画書だけでは受付をしてくれず、別途様々な書類を添付しなければならなかったりすることがあり、現場現場で運用が異なる。30農振第78号平成30年5月15日「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」において、営農型太陽光設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書のフォーマットが提示されているが、各農業委員会からの手続き上の見解で統一された指導が見受けられないため、申請書類の統一化や統一された農業委員会での対応を国の方で徹底・指導いただきたい。	営農型太陽光設備を申請する際に、ひな形の営農計画書だけでは受付をしてくれず、周囲農家及び住民の同意書、電気設備図の要求、耕作する作物の種類、選定理由書、農業機械の種類及び購入、運搬等の裏付け書、農業従事者は農業従事者台帳からの選定要求（未経験者では不可）、農業従事者の経歴書及びヒアリングまたは同席説明要求、農業従事者の専任要求、耕作作物の日照条件、日照割合の説明書、農作業を行う上での空間の確保及び説明書、耕作物の単収の根拠（重点的に説明要求）を示す裏付け書等の要求があり、かつ農業委員会が理解納得しなければ受け付けてくれない。農業委員会の審議は月1度のみ。訂正があれば1か月遅れでの指示指導となるため容易に3～6か月を要して受付に至る。そもそも農業委員会としては営農の計画を否定する状況である。営農計画書は農業委員会が受付となるが、地方により農業委員会として営農型太陽光発電設備の設置届の受領に対して前向きな個所と後ろ向きな個所（太陽光発電所の利益を嫌う）があり、格差が生じている。	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところである。 また、営農型太陽光発電設備の設置に係る許可申請については、下部の農地における営農の適切な継続が確実であることを確認するため、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）において、営農計画書等の添付を求めることとしているところである。	農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等	対応	御提案を踏まえ、営農型太陽光発電設備の取扱いに係る統一的な運用が図られるよう、農地転用許可権限を有する地方公共団体等に周知を図るとともに、制度の運用実態等を踏まえつつ、「営農型太陽光発電設備の実務用Q&A」の充実等に取り組んでいきます。 これらの周知については、令和2年度内に地方公共団体等に対する通知等の発出やQ&Aの改訂を行うとともに、農林水産省ホームページに掲載することとします。
2	①	防草太陽光発電シートに係る農地転用の緩和	防草太陽光発電シートに関して、荒廃農地、耕作放棄地に設置することで、今後農地として活用しようとしている場所を防草することで雑草対策に寄与、また農地の保全をする役割を果たす。また、撤去復旧が容易で農地に戻すことも容易。しかし、（農地転用が必要とならない）防草シートに太陽光発電機能が付いただけでも関わらず、現状では荒廃農地、耕作放棄地で設備を設置する場合は農地転用が必要となり、普及の障壁となっている。荒廃農地等の健全な保全を進めるとともに、農地における再生可能エネルギー促進のためには、防草太陽光発電シート等の太陽光発電設備にて容易に現況復旧が可能な設備に関しては農地転用許可条件にしていいただくことを要望する。	-	農林水産省	農業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進することは、農村の活性化につながる重要な取組であると考えています。 このため、太陽光パネル等再生可能エネルギー設備の設置については、農山漁村再エネ法に基づき、市町村の計画認定を受けることにより、利用することが著しく困難である荒廃農地について転用を可能としています。	農地法第4条、第5条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律第5条	現行制度下で対応可能	防草太陽光発電シートは、防草の機能に加え、発電機能を有することから、農業用の設備であるとともに発電用の設備であり、農地転用に該当すると考えられます。 荒廃農地であれば、農山漁村再エネ法を活用することにより、再生可能エネルギー発電設備を設置することは現行制度においても可能となっています。 なお、2050年カーボンニュートラル社会の実現は重要な課題と認識しており、農林水産省としても、こうした農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用して再生可能エネルギーの導入を促進していく方針としています。 このため、 ①既に森林の様相を呈している等の再生利用が困難な荒廃農地の非農地判断を進めることや、 ②農山漁村再生可能エネルギー法も活用し、営農が見込まれない荒廃農地を再生可能エネルギー設備に活用するための方策 ③荒廃農地を活用した営農型太陽光発電の促進に向けた運用の見直し について検討し、通知等で措置できるものについては、今年度中に対応することとしています。
3	①	空中太陽光発電設備に係る農地転用の不要化	荒廃農地上において、赤道・赤道に支柱を立てる空中太陽光発電設備については、農地法上の一時転用許可の対象外とすべきではないか。 空中太陽光発電設備は、本来農地自体には影響を及ぼさず、また荒廃農地上に設置する場合は、そもそも耕作義務が生じないものと思われるため、一時転用許可手続が不要と考える。	-	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところである。	農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等	一部対応、一部対応不可	荒廃農地（当該農地に赤道・赤道が含まれる場合も含まれます。）のうち、再生利用困難なものについては、非農地の判断の迅速化を進め、転用許可を受けずに再生可能エネルギーを導入できる措置を講じます。 なお、再生利用可能な荒廃農地であっても、農地法上の農地に該当することから、農業上の適正かつ効率的な利用を確保する責務がある土地であり、転用許可を受ける必要があります。
4	①	ビニールハウスに設置された太陽光発電設備の取り扱い	ビニールハウスの届出は、耕作なし200㎡にて4条許可申請、耕作ありの場合は報告のみ（部分舗装）であるが、現在太陽光発電設備を設置した場合は架台部分（ビニールハウスに直貼りの場合はビニールハウスの骨組みのみ部分）を一時農転許可が要求され、かつ耕作義務が生じることとなっていると認識している。耕作ありにてビニールハウスに太陽光発電設備を設置した場合は、報告のみで一時農転許可が不要となるようお願いしたい。かつ隣接農地関係者、区長、水利の同意も不要となるようお願いしたい。	農地上ビニールハウスに関しては耕作ありの場合は設置報告のみ（200㎡未満は手続き不要なし）であるが、既存のビニールハウスにて放棄され、かつ腐敗しているビニールハウスの有効活用を含め、再生可能エネルギー（太陽光）発電設備の普及を提案する。ビニールハウスへの太陽光発電設備の設置に関して耕荒廃農地、耕作放棄地農地の有効活用としてビニールハウスの太陽光発電設備はインシャルコストの低減（太陽光パネル直貼り）になり、かつ通常のビニールハウスの復旧も容易なものとなる。ビニールハウスを利用した太陽光発電設備の普及にて土地の有効活用を図る。	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところである。	農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等	事実誤認	既存のビニールハウスの補強等を行わず、太陽光発電設備を設置する場合は、一般的なビニールハウスであるならば転用許可は不要です。 なお、太陽光パネルを設置するためにビニールハウスの支柱や骨組みを補強等する場合は、営農型太陽光発電設備における太陽光パネルを設置するための支柱と同様に、一時転用許可を受ける必要があります。
5	①	追尾式太陽光発電に係る農地転用制度上の取り扱いの明確化	追尾式太陽光発電設備は従来の太陽光発電設備架台と異なり、太陽を追尾するシステムのために高台にて営農型太陽光設備とは相違して、一軸型太陽光架台により耕作時の懸念事項（重機の動向に抵抗が生じる）が生じないために、一時農転の必要性もなく営農が見込める形態になるために、また一時農転許可の日照要件は不要となり、農地転用許可条件から外していただきたい。	-	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところである。	農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等	事実誤認	一時転用許可の日照要件を、転用許可条件から外すべきのことですが、そもそも営農型太陽光発電設備の取扱いにおいて、日照要件はありません。 なお、営農型太陽光発電設備は、営農が適切に継続されることをもって、通常は太陽光発電設備の設置が認められない優良農地においても設備の設置が認められる特例的な取組です。 御提案の追尾式太陽光発電について、営農型太陽光発電設備として一時転用許可を受けて農地に設置することが可能と考えますが、設置間隔、設備の規模、立地条件等によって周辺農地や下部農地への影響は一律ではないと考えられるため、一律の取扱いを行うことは困難です。
6	①	垂直式太陽光発電の取り扱い	垂直式太陽光発電設備は従来の太陽光発電設備架台と異なり、高台にて営農型太陽光設備とは相違して、垂直型太陽光架台により耕作時の懸念事項（重機の動向に抵抗が生じる）が生じないために、一時農転の必要性もなく営農が見込める形態になる。以前の回答にあったような「農地転用許可権者が個別に転用の可否を判断することになり、その場合は高さ制限を適用しないなど、具体的な事案に応じて適切に対応することとなる」というような個別判断ではなく、通知によって一律に農地転用許可条件から外していただきたい。 なお、垂直式太陽光発電設備は垂直面積を確保する必要があり架台の高さ制限が課題となる。垂直アルミ架台を東西方向に設置・さらに両面発電パネルを取り付ける事により発電量の増加が期待できる。 ●両面太陽光パネルは、両面で太陽の直射光と反射光を受光し発電します ●設置方向に関わらずに高発電効果が得られます ●設置面積が小さく済みます ●積雪の多い場所でも高発電効果が得られます	-	農林水産省	農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところである。	農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等	対応不可	営農型太陽光発電設備は、営農が適切に継続されることをもって、通常は太陽光発電設備の設置が認められない優良農地においても設備の設置が認められる特例的な取組です。 御提案の垂直式太陽光発電についても、営農型太陽光発電設備として一時転用許可を受けて農地に設置することが可能と考えますが、設置間隔、設備の規模、立地条件等によって周辺農地や下部農地への影響は一律ではないと考えられるため、一律の取扱いを行うことは困難です。
7	①	水上太陽光発電の普及に向けた環境整備	日本では、多数のため池が存在することから水上太陽光発電のポテンシャルが高く、今後有望なエネルギー源として注目されている。水上太陽光発電は、精緻や造成が不要で工期短縮が容易という発電事業者側のメリットのみならず、負の財産化しつつあるため池の維持管理費を賃料という形で賄える上に、日差しを発電設備で一部遮ることや藻やアオコなどの発生を抑制できるといった保有側への効果も期待できる。また、災害時のバックアップ電源にもなりえ、税収などの面で地元還元という効果も存在する。しかし、現状では、ため池の所有者は、地方自治体為主であり、風散被害等を懸念して、なかなか固定資産に係る占有許可が出せないという状況に陥っている。最終的な利用可否の判断は、地方公共団体だとしても、国（農水省）の方で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、眠っている資産としてのため池を再生可能エネルギーの利用に向けて活用していくことの重要性・必要性を打ち出していきたい。また、地方自治体が池・ため池への太陽光発電設備設置及びそれによるため池の維持管理に対して前向きになるように、事業者が設置許可に向けて越えなければならない手続きを統一的に示していただくなど、事業環境整備を何かしらお願いしたい。	池・ため池の所有者は地方自治体為主であり、個人所有のため池も存在するが、水利権等にて地方自治体が所管しているケースが多い。池・ため池の利用者にてため池に太陽光パネルを設置することへの懸念としては、太陽光パネル設置したときの風散被害等があげられる。また負の遺産である池・ため池の現状維持を要求される。（触らぬものたたりなしの考えにて革新事業を懸念する。）。また、地方自治体所有のため池を水上太陽光発電設備で利用する場合、固定資産に係る占有許可は出せないという見解もある。池・ため池の利用（農業用水等）への水質汚染を懸念する場合もある。（実質水質管理をする以上問題なし）さらに、池・ため池への太陽光発電設備設置に伴いFIT法上の20年の契約後の原状復帰等を要求し、事業者の存続を懸念する場合もある。上記の懸念内容は技術的にも解決できる。ため池は有効活用できない不の遺産になりつつある。そのような状況下で、再エネ設備設置によるため池の有効利用は重要であり、20年間、水面を貸すことでため池の機能は現状のままでも、事業主より使用料を支払う賃貸事業で地元還元ができるというのは、ため池のためにもなる。	農林水産省	農業用ため池に水上太陽光発電設備を設置する場合には、事業者とため池の所有者が個別に協議を行うこととなります。なお、農業用ため池の所有者は地方公共団体が主というわけではなく、集落、個人、土地改良区、水利組合等が所有する民有のため池の方が多くあります。地方公共団体が所有するため池は、地方自治法に基づき管理されています。地方自治法では、行政財産はその用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができることとされているため、個別のため池の状況に応じて水上太陽光発電設備の設置を許可することは可能ですが、その判断は各地方公共団体によります。 民有のため池については、所有者との個別の協議により、設置に向けた調整を行うこととなります。なお、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（以下「ため池管理保全法」といいます。）第7条に基づき特定農業用ため池に指定されているため池においては、水上太陽光発電設備の設置が、同法第8条に規定する行為の制限の対象となる可能性があります。その場合は、事前に都道府県の許可が必要となります。	〇地方自治法第238条の4 〇農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条、第8条	検討を予定	農林水産省が所管する農業用ため池に対するご提案として回答します。農業用以外のため池や湖沼については所管外のため、別途所管省庁にご提案願います。 ため池への水上太陽光発電設備の設置は、ご提案のとおり、エネルギー確保のみならず、ため池の所有者にとっても賃料が発生する場合に管理費に充当できるという利点がある取組かと思えます。一方、農業用ため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する施設として重要な役割を果たしています。そのため、農業用ため池が「負の遺産」とは考えておらず、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、その適正な管理及び保全を推進していく必要があります。農林水産省としては、農業用ため池への水上太陽光発電設備の設置は、農業用水の供給や防災上の観点から支障がない前提で行う必要があり、個別のため池の状況に応じて設置の適否を判断すべきと考えています。地方公共団体所有のため池は地方自治法、民有のため池はため池管理保全法の規定等に基づき設置の適否を判断することになりますが、まずは令和3年度に、水上太陽光発電設備を設置している事例の調査を行います。その後の調査結果を踏まえ、農業用ため池の適正な管理及び保全の観点から、水上太陽光発電設備を設置する上で留意すべき点について、ため池管理保全法に基づき事務の参考資料や、地方公共団体に対する技術的助言として示すことを検討します。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
8	①	国有地、市町村保有土地の有効活用 土地改良区が保有する土地の有効活用	国有地、地方自治体所有の遊休土地に関して、明確な活用方法が見いだせていない状況である。土地の有効活用を要求しても払い下げ基準もしくは開発基準等との判断により明確な土地の利用目的を提示してもFIT法に基づく再生可能エネルギー事業では賛同を得られない。 民間提案しても事業者選定は、公募や競争入札となる。提案にはコストがかかるため、再エネ提案を促す意味でも、事業者選定段階でインセンティブを与えるなど、他の事業者と差別化することが必要である。現状では、民間発案に対するインセンティブの実効性が明確でないため、提案しづらい。再生可能エネルギー事業へ興味がないように思える。発案した提案（再エネ）を受け入れてもらえる制度があると良い。	農地に比較して国有地、市町村所有の土地に関しては再生可能エネルギー事業用地として有効な土地はかなり点在する。土地の払い下げ並びに賃貸にて再生可能エネルギー事業を提案し受け入れてくれる制度があればよい。また国、地方自治体の判断で再生可能エネルギー事業を画策し、官民一体で事業化することで地域還元を含め容易な状況が確定できる。 具体的には、地方自治体が所有する個別の不動産の情報（位置、交通条件、規模、用途、構造、残存耐用年数など）を全庁的あるいは部局単位で体系的に整理したうえで処分（売却、貸付）といったメニューを個別の・複合的に適用して、再生可能エネルギー事業を確定することは、一連の政策を通じて、資産保有の効率をコスト・サービスの両面で高めていくことが可能となる。それによって、地方自治体における昨今の厳しい財政状況に改善の余地が生じるとともに、社会経済全体にとっても大きな効用が見込まれる。	経済産業省、財務省	-	-	-	いただいたご意見も踏まえつつ、公募や入札における事業者間の公平性の観点等にも配慮しながら、今後も、再生可能エネルギーの導入促進のためによりよい制度を検討してまいります。
9	①	工業団地の活用（遊休地）及び工業団地内のエネルギーの地産地消に向けた制度整備	2050年カーボンニュートラル実現に向けて、各工業団地（地方自治体が管理している）の空地进行るべく再生可能エネルギー事業用地として活用が促進されるよう通達を出していただきたい。また工業団地の有効活用の方策として、工業団地内の電力量（エネルギー量）は膨大であるために、FIT法に基づく買取制度ではなく、地産地消として再生可能エネルギーのより生産された電力量を工業団地内での消費電力とすべく国策として各工業団地管理者に向けて方針を指示願いたい。また工業団地の空地への事業用地として再生可能エネルギーによる地産地消型エネルギー事業として新電力会社との協調計画をすべく工業団地管理者へ方針を出していただきたい。	工業団地を管理しているのは地方自治体の都市計画が主である。工業団地内での再生可能エネルギー事業を廃止している自治体もあり、その理由は再生可能エネルギーでは生産性・雇用が生まれないうで廃止している実態である。工業団地の遊休地は整備された土地でありかつ都市計画法に基づき工業専用地域である以上は再生可能エネルギー事業を行う意味でも有効な土地の状況であるにも関わらず自治体が条例等にて制約をしているケースがみられる。工業団地といっても過疎地の工業団地においては企業を誘致する条件が見いだせていない。エネルギーの地産地消によりカーボンニュートラルへの実現に向けて現実化できるものである。工業団地に空地がなければ地産地消として工業団地を拡張すればよい。再生可能エネルギーの活用の方策の一つとして地産地消に基づくエネルギー事業を提案する。	経済産業省	-	-	-	国としては、FIT制度により、関係法令遵守義務の下、工業団地が否にかかわらず、自治体の条例や他法令と協調しながら再エネの導入を進めており、引き続き地域の再エネ導入を推進してまいります。他方、自治体が管理する工業団地をどのように活用するかに関し、再生可能エネルギー導入促進に向けた通達を出したり、一定の方針を示したりするかどうかは、自治体独自の判断に委ねられています。
10	①	荒廃農地の耕作放棄地の情報開示	荒廃農地は市町村・農業委員会調査：現地調査による客観ベースの毎年の調査により実施している。耕作放棄地は調査票による農家等の主観ベースの5年毎の調査で実施しており、農林水産省ではデータベースで面積表示をしており、かつ一部県、市町村単位で集計結果をネット上開示している。地番単位での情報開示を求めたい。発電事業者から再生可能エネルギー事業を振興するためには地番を確定し、かつ地主（農地保有者）との土地の有効活用を交渉すべく情報開示を要求する。	現在、某農業委員会に打診したところ、情報開示はできないし、再生可能エネルギー等への農地転用許可は出せない。また荒廃農地と耕作放棄地は同一のものであり現地調査にて決定されるものである。との見解で荒廃農地の情報しかり、耕作放棄地遊休農地の情報が得られない。土地の有効活用のために再生可能エネルギー事業を実施すべく、荒廃農地、耕作放棄地の地番情報にて地主（農地保有者）への土地の有効活用を交渉すべく手当てが取れない。地方自治体での荒廃農地、耕作放棄地の情報を開示すべくシステムの構築が必要である。	農林水産省	-	-	-	・荒廃農地調査については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づき管内全ての農地を対象に市町村及び農業委員会が連携して農地の利用状況を毎年確認しているところである。 また、賃借権等の権利の種類や遊休農地（再生利用可能な荒廃農地を含む）の判断状況等の農地の地番毎の情報が農地情報公開システム（全国農地ナビ・全国農業会議所運営）で公開される仕組みとなっているところである。
11	①	農地転用許可基準の判断の見直し（農地の集団性の判断）10ヘクタール以上の規模の農地の内容の見直し 農地転用許可に基づく再生可能エネルギー事業への抑制見直し	良好な営農条件を備えている農地（第1種農地。法第4条第6項第1号口）とは、おおむね10ヘクタール以上の規模の農地の区域内にある農地（令第5条第1号） なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分析されている場合や農業用施設等が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱うことが適当と考えられる。 との判断基準であるが、10ヘクタール以上の規模の一団の農地とはどのような基準なのか明確でない。農地は個別に区画された土地であり、農地での農業は農家個々に事業を行っているにも関わらず、農業用機械が容易に横断することが条件となっていることで荒廃農地、耕作放棄地も農地転用許可基準から外される状態である。農業用機械は個人保有の者であり、一団の農地との解釈で農地転用が不許可となり荒廃農地、耕作放棄地が10haの規制により第1種農地の指定を受けて農地転用許可を得られない現状においては、営農型の太陽光発電設備しか対象とならず、風力、バイオマス発電は該当しないものとなるので、再生可能エネルギー事業への障害となっている。当該第1種以外の農地と判断できる荒廃農地、耕作放棄地でも10haの基準にて第1種農地とする判断により農地転用許可を拒否する理由となり再生可能エネルギー事業を抑制している。本来、荒廃農地、耕作放棄地を農地転用許可基準に照らして第1種農地の適用から除外して農地転用許可の対象農地として見直すべきである。	おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地は第1種農地とする基準であるが荒廃農地、耕作放棄地は農業機械の横行できるか否かにて第1種の農地に該当するか否かの判断となり、第1種農地に該当すれば農地転用許可を拒否する要因になるために再生可能エネルギー事業の障害となる。従来農業機械は農家個人の持ち物であり、なぜ農業機械の横行が判断基準となるのか、また道路の交通量等にて10haの一団の農地と判断する基準であるが交通量の基準も明確でない。当該荒廃農地、耕作放棄地であり農地転用許可の対象となる農地であっても10ヘクタール以上の規模の一団の農地に基づくもので第1種農地に指定されて、農地転用許可を得られず再生可能エネルギー事業を抑制している。基準を改定し、農地転用できるか否かの判断は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地としてではなく、荒廃農地、耕作放棄地にに基づく判断とすべきであり、再生可能エネルギー事業の推進として農地転用の許可基準を改定すべきである。	農林水産省	-	-	-	農地の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進することは、農村の活性化につながる重要な取組であると考えています。 このため、太陽光パネル等再生可能エネルギー設備の設置については、農山漁村再エネ法に基づき、市町村の計画認定を受けることにより、利用することが著しく困難である荒廃農地について、第1種農地であっても転用を可能としています。 なお、第1種農地は、おおむね10ha以上の集団的に存在する等、良好な営農条件を備えている農地であることから、原則転用はできないこととされています。
12	①	風力発電における、FIT「3年ルール」の土地の使用権原確保を証明する書類の柔軟な運用	①緑の回復調査報告書、もしくは利活用要望書の提出をもってして、現場の森林管理署が土地の使用権原確保を証明する書類を発行することができるような制度変更もしくは柔軟な運用を現場で認める通知等を出して、現実に応じた運用をすべきではないか（農林水産省林野庁）。 ②もしくは、FITに定められた、いわゆる「3年ルール」における土地の使用権原確保を証明する書類として、貸付契約書もしくは使用許可書だけではなく、国有林貸付契約や保安林作業内許可、保安林解除の事前手続きを実施している旨の証明書で代替・充て足できるように制度変更もしくは柔軟な運用を現場で実施できるように通知等を出すべきではないか（経済産業省）。	FITに定められた、いわゆる「3年ルール」には、土地の使用権原確保を証明する書類が必要となるが、現行の環境アセスを踏まえた国有林利活用手続き、保安林作業内許可手続き、もしくは保安林解除手続きを経ると、風力発電事業に関し、おおよそ3年以内に貸付契約書もしくは使用許可書を取得するところまで到達するのは現実的ではない。	農林水産省、経済産業省	-	-	-	①について 利活用要望書は、国有林野管理審議会の審議を含めた審査に必要な図書をまとめたものです。一方で、国有林野の使用権限は、利活用要望書を提出していただいた後、貸付け等に関する審査や、保安林の解除等、必要な許認可の完了の確認を経た上で、貸付契約の締結等をもって確保されることから、利活用要望書の提出のみをもって、国有林野の土地権原確保を証明する書類は発行していません。 また、緑の回復調査報告書についても、国有林野の貸付け手続きに係る必要書類の一つであり、本資料の提出のみをもって、国有林野の土地権原確保を証明する書類は発行していません。 なお、事業者がFIT認定を新規申請するに当たって、土地の所有者との土地の使用権原を証する契約書の写しを添付する必要がある場合には、経済産業省の通知に基づき、森林管理署は、事業者に対して貸付けを希望する林班・林小班について事前相談又は手続きを行っている旨の証明書を発行しています。 ②について FIT認定に当たっては土地の権原を有しているかの確認を行っており、新規認定申請時に売買契約書等の書類が添付できない場合は、原則として認定しません。例外として、法律又は条例で環境影響評価が求められている風力・地熱発電設備を設置する事業については、譲渡証明書又は賃貸証明書等の添付があれば、一旦認定するものの、認定日の翌日から起算して3年が経過した日を期限として、土地権原に関する書類と申立書を担当経済産業局へ提出することとしています。当該期限までに提出がない場合は、認定が取り消される可能性があります。
13	①	保安林内で再エネ事業を実施する際に考慮すべき様々な通知・通達等（一般には非公開と理解）が出されているが、これらが非公開のため入手するのにも一苦労する。事業者にとっても判断基準が明確になり、予見性が高まるとともに、審査の円滑化が図られるため、通知・通達類の周知・徹底、さらには公開をすべきではないか。			農林水産省	-	-	-	保安林制度に関する主要な通知は農林水産省ホームページの通知関係のサイトに掲載しているほか、民間の刊物もあります。
14	①	林地開発許可処分等の情報公開	水力発電等の再エネ発電事業を実施する際に林地開発許可を経る必要がある場合、農水省（林野庁）のHPを見ても、再エネ等の発電・電力事業の林地開発許可の事例などの情報がなかなか公開されておらず、情報の入手に苦慮している。例えば、下記サイトでは「4.林地開発許可処分の推移」の中に発電事業という区分がなく発電事業がどのくらい開発許可されているのかのボリューム感もわからず、また個別案件の事例紹介も特段ないため具体的にどのようなプロセスでどのくらいの時間を要したのかなどの現場に即した情報が乏しい。再エネ等の発電・電力事業の林地開発許可の件数や具体的な許可までの実績を示した事例の情報は、新規の開発プロジェクトの円滑な実施を図っていく上で、開発許可プロセスにおける事業者の知識の向上に役に立つだけではなく、開発地の地元合意のために有益な情報を提供することができるため、発電事業の許可件数や具体的な事例を積極的に情報共有いただきたい。 https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4.html		農林水産省	-	-	-	保安林以外の民有林で開発行為を行うに当たっては、都道府県知事の許可（自治事務）が必要であり、森林法に基づき、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4要件から各知事が判断を行っています。林野庁では、全国の許可件数や面積をホームページに掲載しています。水力発電についてこれまでの実績を調べたところ、平成24年度から令和元年度までの許可件数は3件（13ha）です。 また、審査のプロセスとしては、森林の現に有する公益的機能の維持の観点から、4要件に基づき、土地の形質を変更する行為とそれに応じた災害防止施設の設置が適切に行われるかといったことなどであり、開発行為の目的や施設の種類により審査内容が変わるものではありません。なお、標準的な処理期間は80日の範囲内で定めるよう技術的助言を行っています。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
15	①	保安林解除に関する処理期間	保安林解除に関し、相談開始後、6ヶ月以内に処理が完了するよう徹底頂きたい。	保安林解除申請については、標準処理期間として6ヶ月が設定されているが、解除申請実施前に法令根拠のない事前相談を求められる場合が多く、結果として相談を開始してから解除認定までには6ヶ月を大幅に超える時間がかかっている。事前相談については、法令根拠がなく運用ルールも所管局等によって様々なため、保安林解除認定までの期間が長期化する原因となっており、事業者の事業推進の妨げとなっている。法令根拠のない事前相談を廃止するよう徹底頂く、もしくは運用ルールを明確化頂き、事前相談も含め相談開始から6ヶ月以内に処理が完了するよう徹底頂きたい。	農林水産省	国有保安林の指定の解除事務の標準的な処理期間は、森林管理署長等が関係書類を受理してから農林水産大臣が都道府県知事への予定通知を施行するまでを5か月としています。事前相談期間や補正に要する期間を含めたものではありません。事前相談については、従来、保安林の解除申請書の内容に不備が多く、その補正に相当の期間を要するものが多かったことなどから、行政改革の推進方策に関する答申（昭和60年7月22日、臨時行政改革推進審議会）においても迅速化等を図るよう提起がなされたこと等を受け、適正な申請書類の提出に向けて行政運営上の措置として実施しているものです。	森林法第26条等	検討を予定	保安林の許可や指定の解除事務等については、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているところですが、解除事例を踏まえたマニュアルを令和3年中に作成し、都道府県や国有林の担当者への研修を行うことを通じてノウハウの共有を図るとともに、事前相談や申請書類のさらなる簡素化や審査の迅速化の検討を進めてまいります。
16	①	保安林解除申請に必要な資料の明確化	手戻り・突然の追加作業を防ぐため、保安林解除申請に係る必要な資料を明確化頂きたい。	必要な資料が明確化されていないため、署・局・本庁と複数の協議・審査の過程で、担当が変わるごとに異なる指示を受け、事業者側で膨大な手戻り・追加作業が発生しているため、改善頂きたい。具体的には、署からの指示で作成した資料（プロジェクト全体が分かるような資料）が局では不要とされ、新たな資料（保安林解除に関連する部分に絞った資料）作成の指示があり、一から資料を作り直すことになり、事業者にとって大きな負担となったため、改善頂きたい。	農林水産省	保安林の指定の解除に当たっては、一般的な事務処理基準や申請書類等を整備し通知で定めているほか、地域ごとの保安林担当者会議の開催等を通じて情報共有を進めています。	森林法第26条等	対応	保安林の許可や指定の解除事務等については、一般的な事務処理基準や申請書類等を整備し通知で定めているところですが、解除事例を踏まえたマニュアルを令和3年中に作成し、必要な書類を改めて明確化するなど、都道府県や国有林担当者への研修を行うことを通じて審査担当者へ更なる徹底を図ってまいります。
17	①	利活用要望書関連手続きの改善	利活用要望書は環境アセスメント準備書終了後にしか協議を開始出来ず、また同利活用要望書について議論する国有林野管理審議会の開催頻度が少なく（年1~2回）、上程案件数（2-3件/回）も限定的なため、改善頂きたい。	国有保有林解除申請に関連し、利活用要望書の提出を求められているが、同要望書提出のための協議を行うに際し、環境アセスメント準備書終了を求められるため、協議開始までに時間がかかる。また同利活用要望書について議論する国有林野管理審議会の開催頻度が少ないため（年1~2回）、上程案件数も限定的なため、事業推進の大きな障害となっている。	農林水産省	利活用要望書は、国有林野管理審議会の審議を含めた審査に必要な図書をまとめたものです。一方、国有林野の使用権原は、利活用要望書を提出していただいた後、貸付け等に関する審査や、環境アセスメント等、必要な手続きの完了の確認を経た上で、貸付け契約の締結等をもって確保されています。また、環境アセスメントが必要な場合、その過程で国有林野の貸付けの対象の変更を伴う場合が多くみられています。このため、利活用要望書の提出は環境アセスメント評価書が確定した時点を原則としていますが、準備書に対する大臣勧告の内容によっては、その時点で利活用要望書を提出していただき、審査を開始している場合もあります。なお、利活用要望書を提出するまでの間、事業者の要望に応じ事前の相談に応じています。また、国有林野管理審議会は、各森林管理局に設置されており、必要な審査を行ってきっていますが、結果として、年1、2回の頻度で開催し、一度に1件から3件の案件を審議している状況と認識しています。	農林水産省組織令	対応	環境アセスメントが必要な場合における利活用要望書の提出については、引き続き、評価書が確定した時点を原則とする必要があると考えていますが、事業者におけるFITの一旦認定の期限が迫る場合は、準備書に対する大臣勧告の内容によってはその時点で提出が可能である旨を令和2年度中に森林管理局へ周知します。また、国有林野管理審議会の開催については、書面やWeb会議システムを含め、より柔軟に対応するよう令和2年度中に森林管理局を指導し、手続の迅速化を図ります。
18	①	使用許可と作業許可の分離	県知事権限となっている作業許可については、国の使用許可とは切り離して許可判断をするよう、改善頂きたい。	保安林内の作業許可については、県知事権限により単独で許可可能なはずだが、国有保安林内の作業許可の要件として国の許可が必要な使用許可を求められるため、結果として国の使用許可が得られるまで作業許可が得られず、事業推進が遅延する要因となっている。	農林水産省	保安林における作業許可に当たり、都道府県では、行為が確実に実施されることを確認するため、「申請者が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、または取得することが確実であること」を要件の1つとしております。	森林法第34条等	対応不可	国有林であっても民有林と同様に森林を管理する者の同意は必要であることから、都道府県は作業許可の審査に当たって国有林野の使用許可処分の見直しを確認することになります。
19	①	保安林内作業許可期間の延長・更新の協議	必要期間は地点特性によって異なることから許可期間の年数を決めるのではなく、保安林の公益目的に支障がなければ、保安林内作業許可期間の延長・更新の協議が可能である旨の統一見解を「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」などにおいて明文化すべき。	一般に、地熱の調査・開発は、初期調査に5年、探査事業に2年、環境アセスに4年、発電所建設に3年程度を要するとされている。FIT導入後の実績でも、調査開始から貯留層評価まで9~17年（平均13年）を要している。そのため、国有林野内および保安林内作業許可に関して、地熱資源の評価には2年以上を要し、2年以内の許可期間では不十分。ただ、現場の運用によって例外的に新規申請として継続が認められている事例がある一方で、別の現場では更新・延長が認められていない事例があり、現場によって統一的対応がなされていない。認められている事例についても、例外的扱いであるとみなされて、折衝・調整に多大な時間とマンパワーを要している。一方、作業許可期間の延長・更新が認められず、保安林解除を行って調査を進め、調査結果が芳しくなかった場合、不必要な保安林解除区域が残ってしまう懸念がある。	農林水産省	保安林を森林以外の用途に転用するためには、森林の公益的機能が影響を受けることに鑑み、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要ですが、その公益的機能の維持に支障がないような点（500㎡未満）又は一時的（原則2年以内で2,000㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更をすることができます。なお、保安林の転用を目的とした解除手続きにおいては、まず解除予定保安林に指定した上で、施設の設置を確認した後に解除することとしており、仮に工事が途中で中止となった場合は原状回復を前提に解除予定を取り消し、保安林として管理することとなります。	森林法第34条等	検討を予定	地熱発電の試掘については、期間が結果的に2年を超える場合に都道府県が個別の状況を踏まえて必要に応じて許可期間を延長している事例もあると認識しています。各都道府県の実用状況を確認するなどし、森林の公益的機能に支障を及ぼさない範囲で期間延長が可能であることを、再エネタスクフォースでの議論も踏まえながら、都道府県に周知します。また、保安林の許可や指定の解除事務等については、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているところですが、ご提案も踏まえ、地熱資源調査の実態について、業界団体との意見交換の場を設けて事例の提供等をいただきながら、より効率的な審査に向けた対応を検討してまいります。なお、保安林解除による場合でも、制度の現状に記載したとおり、計画どおりに事業が進まない場合には解除予定を取消し、保安林として管理することから、ご懸念のような「不必要な保安林解除区域」は基本的に発生しません。
20	①	保安林内作業許可の変更行為面積や法面の高さの柔軟な対応	保安林の公益目的に支障がなければ、変更行為面積が0.2ha(2,000㎡)以上、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル以上のケースも許可対象として協議可能であることを「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」などにおいて明文化すべき。	国有林野内および保安林内作業許可に関して、資源量を評価するための掘削調査には、2,000㎡未満の敷地では不十分。実際には、3,500㎡程度必要とされるケースもあり、2,000㎡未満の複数の敷地に分割し対応することも考えられるが、敷地の段差ができたり、必要総面積が増加する。また、切土又は盛土の高さに制約があると、許可面積内の平場面積が減り、敷地の有効活用ができない。盛土・切土の高さに制限がある場合、原地形が比較的なだらかなでない、工事用地として利用可能な平場の面積が小さくなってしまふ。保安林の公益目的に支障のない範囲で、切土又は盛土の高さを大きくさせていただければ、貸付を受けた敷地を有効活用できると考えられる。	農林水産省	保安林を森林以外の用途に転用するためには、森林の公益的機能が影響を受けることに鑑み、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要ですが、その公益的機能の維持に支障がないような一時的（原則2年以内で2,000㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更（切土・盛土の高さ1.5m以内）をすることができます。一方、点的又は一時的以外の保安林の転用については、公益的機能の維持に支障を及ぼすことから作業許可で行うことは適切ではなく、災害防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で指定の解除を行うこととなります。	森林法第34条等	対応不可	既定の面積を超える保安林の転用については、公益的機能の維持に支障を及ぼすことから作業許可で行うことは適切ではなく、災害防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で指定の解除を行うこととなります。なお、保安林の指定の解除について、より一層の迅速化に向けて検討を進めてまいります。
21	①	利活用要望書の手続きの不要化、審査基準の統一化、環境アセスとの重複の排除	①利活用要望書の手続きがない地域もあることから当該要望書に係る手続きを廃止すべき。 ②また、審査期間の短縮、さらには担当者の裁量や解釈によって方針が二転三転して多大なる損害を被っている現状を鑑みて、国の方で不明瞭である審査基準を統一化すべく通知等で明確化し、現場の森林管理局を手戻り等ないように徹底すべき。 ③さらに、当該手続きが必要とのことであれば環境アセスメントの記載事項との重複を避けるなど利活用要望書として必要最低限の記載に留めていただきたい。	利活用要望書は明確な法令等に基づくものではなく、各管轄の森林管理局の「非公開」の規程等に定められているものだが、地域によっては、利活用要望書の手続きが行われていないケースがある模様。利活用要望書の記載内容は、担当者の裁量・解釈に委ねられている部分が多く、都度方針が二転三転するため本要望書の策定に相当の時間を要しているのが現状。具体的な事例として、森林管理局及び支庁担当者との間で綿密に相談をしたうえで利活用要望書の策定に向けた方針を確定したにも関わらず、担当者が異動する度に解釈・見解が変更することで、運用計画にも影響し、その結果、数億円単位の機会損失の発生が懸念されている。また、現行の利活用要望書の記載事項は環境アセスメント記載の内容と8割方重複しており、利活用要望書における独自の記載事由が不明確になっているのではないかと史料。	農林水産省、環境省	利活用要望書は、経て国有林野管理審議会の審議を含めた審査に必要な図書全体をまとめたものであり、国有林の面積が大きく貸付け案件の多い、北海道、東北及び関東森林管理局で行われています。この任意の手続きにより、国有林野管理審議会の円滑な進捗や、複数の担当部署にまたがる貸付け等の審査の円滑化のほか、関連する手続きの円滑な確認が図られているものと認識しています。		対応	以下の対応を行うことで、貸付け等に関する手続を改善します。他方、利活用要望書という名称にかかわらず、貸付け等の審査に必要な書類は、事業者から提出していただく必要があります。（1）森林管理局の貸付け担当者による解釈や見解に相違が生じないよう、必要な書類、書類作成上の留意事項等を整理した資料を令和2年度中に作成・公表し、より詳細かつ網羅的な情報を盛り込んだマニュアルを令和3年中に作成・公表します。（2）貸付け等の事務手続に関する通知を改正し、審査基準の明確化を図った上で、HPを更新し公表します。（3）環境アセスメントにおいて作成した必要な図書について、貸付け等に必要な図書の資料としての代替可能性について検討し、上記（1）のマニュアルに明示します。
22	①	保安林解除の審査期間の短縮化に向けた手続きの解釈の統一化、利活用要望書・保安林解除手続きの同時並行化	①保安林解除に必要とされる審査期間を短縮化すべき。そのために、現場の対応によって手戻りが発生するのを防ぎ保安林解除手続に関する解釈を統一化するため、現行の「保安林解除申請書の作成例」とは別にマニュアル等の整備をすべき。 ②利活用要望書の手続きが必要とした場合、利活用要望書の完了を「保安林解除手続きの開始条件」としないことを要望する。つまり、利活用要望書・保安林解除手続きを同時並行的に進めることで作業期間の一層の短縮化を図るようすべき。	保安林解除手続きに係る事前相談のための事前協議に要する時間、指導内容が不明確かつ資料が多岐に亘り、その内容も多くの解釈を惹き起こすことに加え、保安林解除申請書提出後の事前相談、審査・諸手続きに要する期間が標準処理期間でも約15ヶ月と長期間に及んでいる。なお、綿密な事前協議、事前相談を実施したうえで申請書を提出した場合でも、手直しは他事例の実績から必ずの状況。よって処理期間はさらに延長となる。その原因としては、管轄先である支庁及び森林管理局と綿密に事前協議を実施したにも関わらず、担当者が異動するたびに「既に合意した解除範囲の解釈変更」により保安林解除に向けた正式な手続きである事前相談の際、（再度図面作成等の）"手戻り"が現状発生している。このような"手戻り"が発生してしまっていることで、事前相談以降の事務処理スケジュールに大きな影響を与えるので極力"手戻り"が発生しないようにして頂きたい。綿密な事前協議を実施したうえで作業を進めていることから、本来は事前相談以降のプロセス(保安林解除申請書の作成・適否審査等)の作業時間を大幅に短縮できるはずであるが、それが出来ていないのが実情である。さらに、利活用要望書の完了をもって保安林解除手続きに移行するとの条件が根拠条文等がない中、要件として求められており、これによって保安林関係の手続きに膨大な時間を要している。	農林水産省	保安林を森林以外の用途に転用するためには、森林の公益的機能が影響を受けることに鑑み、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要です。国有保安林の指定の解除手続の標準的な処理期間は、森林管理署長等が関係書類を受理してから、森林管理局長が農林水産大臣に上申するまでが2か月（60日）、林野庁が森林管理局長から農林水産大臣への上申書類を接受してから都道府県知事への予定通知の施行までが3か月（90日）となっております。保安林の指定の解除については、他法令等の審査段階に関係なく、申請書類が整い次第、申請可能です。	森林法第26条等	対応を検討	保安林の許可や指定の解除事務等については、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているところですが、地熱発電に係る保安林の解除事例は稀なことから、業界団体等から情報提供をいただきながらマニュアルを令和3年中に作成・公表します。申請書類や手続きのさらなる簡素化や併行審査を含めた審査の迅速化の検討を進めてまいります。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
23	①	緑の回廊に係る許認可や解除手続きの方法及び基準の明確化	<p>右記のプロセスの認識が合っているかを確認いただいた上で、緑の回廊に係る許認可や解除手続きの方法及び基準を以下の通り明確化し、事前に事業リスクの予見が可能となるようにしていただきたい。</p> <p>1) 開発行為に対する許認可手続きの明確化 現状は、許認可申請、審査期間、通知方法の規定がないため、事業者は林野当局担当者の指示に従う以外に対処する方法がない。事業者が開発計画を策定する際に開発の可否や工期の予見性を高めるため、林野当局に対して行う手続きのフロー、具体的な方法、申請様式、必要書類、審査期間等の明文化（ガイドライン作成等）をお願いしたい。</p> <p>2) 指定解除に関する基準、手続きの明確化 保安林解除手続きは、運用に課題はあるものの、法的根拠、解除の基準（条件）、手続き方法が施行規則等で明示されている。緑の回廊についても、同様な事項を明示（開示）していただきたい。</p> <p>3) 保護林管理委員会等について 開催頻度、時期、委員名簿等を前広に開示していただくとともに、委員会資料及び議事録を速やかに開示していただきたい。（林野当局の判断及び事業者への指示の根拠がわかるようにしていただきたい）</p>	<p>国有林野事業では、原生的な天然林や貴重な野生生物の生育・生息地等を保全・管理するため、「保護林」が設定されており、それに加えて、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」が設定されている。緑の回廊は、平成12年（2000年）林野庁長官通知に基づき、森林管理局長が有識者からなる保護林管理委員会等に諮問した上で設定されているが、緑の回廊内での地熱開発や緑の回廊を横切る送電線の敷設を行う場合、許認可手続きや許可基準が明確になっておらず、計画段階での配置計画や工程の設定が困難な状況である。特に東北地方では奥羽山脈に沿って全域に設定されており、山間部での地熱開発の場合は緑の回廊を跨ぐ送電線の敷設が困難となる恐れがある。前述の通達では、「モニタリングの結果等を踏まえ、区域の変更等が必要となった場合」や「公益上その他やむを得ない事由により緑の回廊として存置することが困難と判断される場合」は、設定時と同じ手続き（保護林管理委員会等に諮問）を経て緑の回廊の区域の変更又は解除を行うことができることになっているが、事業者側からは解除の具体的な条件や解除の可能性が予見できない。概ね下記のようなプロセスを踏むと理解しているが、必ずしも明確ではない。</p> <p>① 森林法等の手続きの中で「緑の回廊」内の改変がある場合、林野当局が事業者に対して各種資料の作成を要求 ② 上記資料を基に、森林管理局長が保護林管理委員会等に諮問 ③ 同委員会での委員の意見を踏まえ、森林管理局長が緑の回廊内での開発行為の可否を判断 ④ 林野当局が開発行為の可否及び追加対策等を事業者に指示保護林管理委員会</p>	農林水産省	<p>国有林野の緑の回廊は、森林管理局長が、「国有林野における緑の回廊の設定について」（平成12年3月22日林野庁長官通知）に定める設定の基準等に基づき、地元関係者からの意見を反映して設定しているものです。</p> <p>事業実施区域が緑の回廊を含む場合には、同局長が、案件の内容に応じて保護林管理委員会（地元関係機関や学識経験者で構成）の意見を聴きながら、その取扱いを検討しているものです。なお、国が国民に対して行う許認可には該当しません。</p>	—	1) 事実認識 2、3) 対応	<p>事業実施区域が緑の回廊を含む場合には、同局長が、案件の内容に応じて保護林管理委員会（地元関係機関や学識経験者で構成）の意見を聴きながら、その取扱いを検討しているものです。なお、国が国民に対して行う許認可には該当しません。</p> <p>緑の回廊の区域内における送電線施設の設置等について、緑の回廊の上空を送電線が通過する場合など、野生動物の移動経路が確保されれば基本的に事業実施を了解しています。しかし、森林を伐採し送電線を通過させ、かつ、緑の回廊が分断される場合は、野生動物の移動経路への影響が大きくなる場合があります。このことから、過去に東北森林管理局管内において線下伐採を伴う送電線施設の設置等については、緑の回廊内での伐採を最小限するよう要請するなど、土地所有者として緑の回廊への配慮を求めた事例がありました。このため、これらの取扱いの透明性を確保する観点から、令和3年中に送電線が緑の回廊の区域を通過する場合の基準等を明確化し、送電線施設を設置等する場合の手続についても明示することとします。</p> <p>なお、保護林管理委員会は、各森林管理局において定期的に年3回程度開催されており、委員名簿、委員会における資料及び議事概要については、各森林管理局ホームページで公表しています。しかしながら、各森林管理局の掲載内容にばらつきがあるため、同委員会の開催後、速やかに委員名簿、資料及び議事概要等全局で統一した内容をホームページに公表するよう、令和2年度中に指導します。</p>
24	①	森林の施業・管理計画が無い所での地熱開発	森林の施業・管理計画が無い所でも治山機能に資する措置を極力講じる地熱調査・開発については許可願いた	森林法に於ける森林施業・管理計画に資する場合に限って地熱開発が認められており、森林施業・管理計画が無い国有林野および国有林野内保安林内では地熱開発が出来ないと考えられる（根拠法令規則：「森林法に基づく保安林及び保安林施設地区関係事務に係る処理基準について」別表5区分欄1（2）許可基準「森林の施業・管理に資する」）。例えば、実例として、北海道標津町内の国有林野内、および、国有林野保安林内に於いて、試維調査のための工事が許可されなかった。	農林水産省	保安林を森林以外の用途に転用するためには、森林の公益的機能が影響を受けることに鑑み、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要ですが、その公益的機能の維持・向上に資するような森林の施業・管理に必要な施設の設置や公益的機能の維持に支障がないような一時的（原則2年以内で2,000㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更をすることができます。	森林法第34条等	事実認識	治山機能に資する措置が具体的にどのようなものかは定かではありませんが、開発に当たって防災施設の設置を要するような規模の施設であれば、作業許可ではなく保安林の指定の解除が必要となります。なお、森林法において、森林施業・管理計画に資する場合に限って地熱開発を認めている事実はありません。

第5回要望と回答 ④地域との共生 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	④	ソーラーカーポートに於ける液状化検討の負担軽減	地上設置型太陽光発電架台に利用されている、杭材をそのまま柱として使用する構造形式を用いたソーラーカーポートにおいては、建築基準法上求められる液状化検討の適用除外とする、もしくは検討内容の軽減を頂きたい。	地上設置型太陽光発電架台に利用されている、杭材をそのまま柱として使用する構造形式を用いたソーラーカーポートについては、従来の構造形式のソーラーカーポートと比較し、安価に設置が可能のため、太陽光発電拡大に大きく寄与出来る可能性がある。一方、建築基準法上求められる一般的な液状化判定のための地盤調査並びに液状化判定の費用は、軽量且つ安価なソーラーカーポートにとっては、大きな負担となります。小規模建築物については、液状化判定の軽減をお願い出来ますと幸いです。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 木造以外の平屋で、延べ面積が200m²以下の小規模な建築物については、建築基準法施行令等で定める基礎の仕様規定に適合する必要があります。 また、構造計算が必要な建築物については、小規模な建築物であっても建築基準法施行令第93条の規定に基づき、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める必要があります。 平成13年国土交通省告示第1113号第5及び第6では、基礎ぐいの許容支持力を定める方法を規定していますが、地震時の液状化により建築物に損傷等が生じないよう、一部の方法の適用の可否は、基礎ぐいの周囲の地盤に地震時に液状化するおそれのある地盤を含むか等を踏まえて判断する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第93条 平成13年国土交通省告示第1113号 	現行制度下で対応可能	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な建築物であっても、地震時の液状化により建築物に損傷等が生じないよう、平成13年国土交通省告示第1113号第5及び第6の一部の方法を適用するにあたっては、基礎ぐいの周囲の地盤に地震時に液状化するおそれのある地盤を含むか等を踏まえて判断する必要がありますが、液状化判定のために改めて地盤調査を行う代わりに、地形区分等の資料から判断する方法もあります。 また、液状化判定のための地盤調査を行う場合であっても、過去の技術的検討の成果として、小規模な建築物の簡易な液状化判定手法を提示していることから、これらの知見をご活用いただき、制度の現状に記載した規定を適切に運用しつつ、設計していただきたいと考えております。